

営農再開に係る意向調査

～調査票のご記入にあたって～

■ ご回答をお願いする方

- ・ 山木屋に住所を置かれている方
- ・ 山木屋に農地をお持ちの方
- ・ 山木屋で営農されていた方（畜産・酪農家様向の詳細な質問は次回以降お伺いいたします）

※ 避難先世帯の総意 としてご記入ください。

■ ご回答方法

- ・ ご回答は、当てはまる選択肢の ☐ に ☒ (チェック) を入れて下さい。
- ・ 各質問ごとに、ひとつだけ ☒ を入れて下さい。
- ・ 選択した回答の 選択肢に → (矢印)が続いている場合、先の問いにもお答えください。

■ このアンケートでお伺いする内容

次の内容についてお伺いいたします。ご回答の際は、別添資料 を参考にご回答下さい。

- 1 所有している農地について （面積、貸し借り希望）
- 2 避難前の作付状況と再開予定について （作物毎の作付量、再開予定、作物転換予定）
- 3 再開予定地の保全方法について （保全方法、保全を希望する面積）
- 4 営農組合への参加について （参加する/しない、保全活動の範囲）
- 5 営農再開時期の見通しについて （再開の予定、再開の障害）
- 6 アンケートの活用について （農地の特定への利用、ご連絡先などの記入）

■ ご回答内容の活用について

- ・ ご回答は、個人様を特定できないよう、統計的な処理をした上で使用いたします。
- ・ 営農再開に向けた取り組み、及び営農組合の設立、活動方針の決定等に活用いたします。
- ・ 集計結果は、12月中にお配りする予定であります。
- ・ ご同意いただいた場合に限り、対象農地の特定のため、連絡先などをお伺いいたします。

皆さまのご回答は、状況によって変わっていくものと認識しております。今後、数回に渡ってお伺いすることになりますが、ご協力の程よろしくお願い致します。

川俣町役場原子力災害対策課住民支援係 担当 二階堂 電話024-566-2111(代)

1 所有している農地について【別添①管理耕作】

(1) 山木屋地区内の 所有農地について お伺いいたします。面積はアールか反歩で記入ください)

- ☐ 農地を所有している
- (筆数 筆, 合計面積 アール 反歩, 行政区 区)
- ☐ 農地を借りていた
- (筆数 筆, 合計面積 アール 反歩, 行政区 区)
- ☐ 農地を所有していない

(2) 山木屋での 小作について お伺いいたします。

営農再開時の小作について、現状でのお考えを教えてください。

- ☐ 農業者に農地を貸しても良い
- (筆数 筆, 合計面積 アール 反歩)
- ☐ 農地を借りたい
- (筆数 筆, 合計面積 アール 反歩)
- ☐ 農地の貸し借りをしたくない

2 避難前の作付状況と再開予定について【別添②作物の転換支援】

(1) 避難前に、山木屋地区で農作物を作付されていたか、お伺いいたします。

- ...

☐ 農作物を作付していた

(2)にご記入ください
- ☐ 農作物を作付していなかった
- 3へ進んでください
- ☐ 農作物を作付していなかったが、山木屋で新たに作付したい
- (2)一部ご記入ください

(2) 山木屋で 農作物を作付されていた方 にお伺いします。

作物毎の作付状況を以下の表に記入してください。

作物	品 種 (代表)	面 積 a	収 穫 量 kg	借 地 (小作)	営農再開する予定の面積	品目転換・新規作付 予定の面積
【例】 野菜	大根、白菜、 ミニトマト等	30a	300kg	○	☐ 全て ☒ 部分(a) ☐ 今のところ予定はない	作物() ☐ 全て ☒ 部分(20a)
1 米		a	kg		☐ 全て ☐ 部分(a) ☐ 今のところ予定はない	作物() ☐ 全て ☐ 部分(a)
2 野菜		a	kg		☐ 全て ☐ 部分(a) ☐ 今のところ予定はない	作物() ☐ 全て ☐ 部分(a)
3		a	kg		☐ 全て ☐ 部分(a) ☐ 今のところ予定はない	作物() ☐ 全て ☐ 部分(a)
4		a	kg		☐ 全て ☐ 部分(a) ☐ 今のところ予定はない	作物() ☐ 全て ☐ 部分(a)
5		a	kg		☐ 全て ☐ 部分(a) ☐ 今のところ予定はない	作物() ☐ 全て ☐ 部分(a)

※ 空白行には、花き、たばこ、牧草などの作物についてご記入ください。

3 再開予定地の保全方法について【別添③完了報告、④保全事業、⑤営農組合、⑥デマンド送迎】

農地を 所有している方 にお伺いいたします。

除染完了後の農地の保全方法について、現状でのお考えを教えてください。

(部分的な保全をお考えであれば、右側にそれぞれの面積を記入して下さい。)

- 1 ☐ 自分が所有している農地は自ら保全したい → (a)
- 2 ☐ 営農組合等の地元団体に保全して欲しい → (a)
- 3 ☐ 保全しなくて良い → (a)
- 4 ☐ 別の保全方法を希望する → 詳細{ _____ }

4 営農組合への参加について【別添④保全事業、⑤営農組合、⑥デマンド送迎】

営農組合への参加について、現状でのお考えを教えてください。

4-2

- 1 ☐ 組合に参加したい →
- 2 ☐ 組合に参加したくない
- 理由 { _____ }
- 1 ☐ 自分が所有している農地のみ保全したい
- 2 ☐ 余力があれば他の方の農地も保全したい
- 3 ☐ 農地を所有していないが、他の方の農地を保全したい
- 4 ☐ 農地の保全には協力できない

5 営農再開時期の見通しについて【別添⑦出荷制限、⑧ビニールハウス、⑨収益と賠償の整理】

営農再開の時期について、現状でのお考えを教えてください。

5-2

- 1 ☐ 通いでも、できるだけ早期に営農再開したい →
- 2 ☐ 帰還してから営農再開したい →
- 3 ☐ 再開する予定はない
- 4 ☐ 回答できない → 詳細{ _____ }
- 1 ☐ 仮置場が障害になっている
- 2 ☐ その他、障害がある
- 詳細{ _____ }

6 アンケートの活用について【別添⑩面的な保全の必要性】

本アンケートについては、個人を特定できないよう、統計的な処理をして公表いたします。

本アンケートの記載内容について、今後の農地保全や営農再開のための農地特定に活用してよろしいかお伺いいたします。

- 1 ☐ 農地の特定に活用してよい →
- 2 ☐ 統計以外に活用してはならない
- 1 整理番号 4 桁(封筒宛名下) _____
- 2 ご記入者氏名 _____ 様
- 3 同じ住所(避難先)の農業者人数 _____ 人
- 4 行政区 _____ 区 4 ☐ 山木屋地区外の方
- 5 連絡先住所 _____
- 6 電話番号 _____

【自由記載】 営農再開についてのご意見、ご要望など、ご自由に記載して下さい。

(今後のアンケート項目などに反映させていただきます。)

[illegible]

ご協力ありがとうございました。

頂いたご回答は、統計的な処理を施し、山木屋地区の営農再開、
営農組合活動などに反映させていただきます。

営農再開に係る意向調査 別添資料

アンケートにお答えいただく際、ご参考になさってください。

面積換算

1 反歩 = 300 坪 = 約 992m^2 = 約 10a

1 町歩 = 3,000 坪 = 約 $9,917\text{m}^2$ = 約 100a

①管理耕作

営農再開後、すぐに再開できない農地に、代理で作付する方を支援する補助事業があります。

再開する予定があって、通い農業などに支障がある方、事情によりすぐに作付できない場合の活用を検討しています。その場合、別途 貸し人/借り人 となる方に相談させていただきます。

福島県営農再開支援事業(5) 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援
農地管理のかかり増し費用、農業機械のリース費用を全額補助

②作物の転換支援

営農再開を機に、農業の形態を転換する方を支援する補助事業があります。

園芸作物を新たに作り始める方 や、大型機械で大量生産を開始する経営者の方 に活用いただきたいと考えております。

福島県営農再開支援事業(7) 新たな農業への転換支援

園 芸 作 物 新たに必要な生産資機材（種苗、農薬、肥料、施設補修資材）1/2 補助
生産者の直接施行であれば、資材費のみ 450 万円/10a で全額補助

大規模生産 農業機械のリース費用、整地費用 1/2 補助

③完了報告

行政区単位で農地除染が完了した後、環境省から所有者様への報告会を開催する予定です。その時点で所有者様に受け渡しとなることが想定されております。（山木屋1区、甲2区、3区については、平成26年4月～6月頃に報告会が開催される見込みです）現状では、避難解除までの間、通い か 業者への委託 等で農地保全や管理耕作をする必要が出て参ります。

山木屋地区の営農再開に向けた、農地保全、管理耕作等を実施及び方式検討するための組織として、営農組合の設立が求められております。

④保全事業

営農再開を予定している農地について、除染完了から営農再開まで、農地が荒れないように草刈り等を実施する団体を支援する補助事業があります。農水省のモデル除染を実施した農地については、営農組合(地権者団体) が保全を実施しています。筆毎に状況の異なる農地を最善の形で保全するためには、地権者の方に直接実施頂くか、ご意見を最大限に反映した上で、地元業者等に委託すべきと考えております。

福島県営農再開支援事業(1) 除染後農地の保全管理

上限 35,000 円/耕作面積 10a ※組合から業者に委託することも可能です
年2～3回の草刈り（耕起）、地力増進作物の作付、日報管理などの活動費

⑤営農組合

山木屋地区の営農再開に向けた、農地保全、管理耕作等を実施及び方式検討していただく農業者の団体です。現在は、モデル除染地区に限定した営農組合が活動しております。今後、山木屋全体の農地を対象にした営農組合の設立について、自治会、農振会を通して検討していきます。

このアンケートの結果によって、組合を設立するかどうかを検討し、設立した場合の活動規模、想定される参加者人数などを把握していきたいと考えております。

⑥デマンド送迎

平成25年10月15日から、山木屋地区へのデマンド型住民送迎車「はやぶさ号」が運行を始めました。朝昼晩の送迎を利用すれば、川俣町内に避難されていて、自家用車等の移動手段をお持ちでない方でも、山木屋に通うことができます。

⑦出荷制限

山木屋地区は全ての食用農作物について、出荷が制限されております。必要な検査を実施し、安全性が確認された品目から出荷制限が解除されていきます。

よって、除染が完了してすぐに、出荷向けの食用農作物を作付できるわけではありません。

ただし、食用でない花き類については、出荷制限が設けられていないため、除染完了後の農地（もしくは汚染されていない農地）であれば出荷向けの作付を開始できます。

⑧ビニールハウス

ビニールハウスについては、ビニールで被覆されて内部が汚染されていない場合、そのまま農作物を作付することができます。ただし、土壌調査による汚染状況の確認と、作付品目の出荷制限解除が必要です。

管理できなかったために損傷したビニールハウスについては、再開にかかる費用について、賠償金、補助事業等を確認しております。損傷して内部が汚染されている場合は除染も必要になります。大変恐縮ではございますが、整理ができるまで、もうしばらくお待ちください。

⑨収益と賠償の整理

山木屋で営農されていた方については、「不耕作による遺失利益賠償」として、平成 28 年 12 月 31 日までの期待所得額が賠償されております。

早期に営農再開して収益を得たとしても、期待所得の賠償額が減額されることはありません。（特別な努力として認められております）

⑩面的な保全の必要性

営農再開の見通しが立たないために、保全を実施できない農地 の発生が予想されております。その周囲の農地を維持していくためには、保全を実施できない農地 の把握が必要です。差し支えない範囲で、農地の把握にご協力いただければ幸いです。